その２（A）（法第２条第１項第１号から第３号までの営業）					
料金					
料金の表示方法					
役務提供の態様	客の接待をする場合はその内容				
	客の接待をする場合は接待を行う者の区分	常時当該営業所に雇用されている者	名		
		それ以外の者	名		
			主たる派遣元	（ふりがな）氏名又は名称	
				住所	〒（　　） （　）局　番
				（ふりがな）法人にあつては、その代表者の氏名	
	客に遊興をさせる場合はその内容及び時間帯	遊興の内容			
		時間帯	午前 午後　時　分から午前 午後　時　分まで		
（法第２条第１項第１号の営業のみ記載すること）					
客室		和風のもの　室	その他のもの　室		

その２（B）（法第２条第１項第４号の営業）		
（まあじやん屋のみ記載すること）		
遊技料金	①客１人当たりの時間を基礎として計算する ②まあじやん台１台につき時間を基礎として計算する	
	全自動台につき　円	
	半自動台につき　円	
	その他の台につき　円	
遊技料金の表示方法		
（ぱちんこ屋及び令第15条に規定する営業のみ記載すること）		
ぱちんこ屋及び令第８条に規定する営業の遊技料金	ぱちんこ遊技機	玉１個　円
	回胴式遊技機	玉１個　円
		メダル１枚　円
	アレンジボール遊技機	玉１個　円
		メダル１枚　円
	じやん球遊技機	玉１個　円
		メダル１枚　円
	その他の遊技機（　）	につき　円
その他の営業の遊技料金	遊技の種類（　）	につき　円
遊技料金の表示方法		
賞品の提供方法		
提供する賞品のうち最も高価なもの	（　円）	